標準旅行業約款 (募集型企画旅行契約) 親光庁·消費者庁告示第1号(令和2年4月1日から適用)

- (通南範囲) 1条 当社が旅行者との間で締結する募集型企画旅行に関する契約 (以下「募集型企画旅行探算」といいます。) は、この彩鉄の定めるところによります。この彩鉄に定めのない事項については、社会又は一般に確立された慣習によります。 当社が法令に反せず、かつ、旅行者の不明にならない範囲で書面により特約を結んだとさ は、前項の規定にかかおらず、その特別が優先しまり。 (用語の定義) (日本の定義)

- に、所知の東正にかかわらず、その特的が優先します。
 (用語の変数)
 8.2 条 この対象で「海巣空歯所行」とは、当社が、旅行者の募集のためにあらかじめ、
 旅行の目的地及び日間、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービスの内 容並びに続行者が当社に支払らべき旅行代金の優と定めた変好に関づる計画を作成し、 この対象で「国内旅行」とは、本知内のみの旅行をいい、「維外旅行」とは、国内旅行以 この前で「国内旅行」とは、本知内のみの旅行をいい、「他外旅行」とは、国内旅行以 この前で「国内旅行」とは、本知内のみの旅行をいい、「地外旅行」とは、国内旅行以 この前で「国内旅行」とは、本知内のみの旅行をいい、「地外旅行」とは、国内旅行以 売する会社が提供するクレジットカード会社(以下「提供会社」といいます」のカード会 長との間で電話、新便、ファクシミリ、インターメットその他の適時を提出と思いませ、 受けて統計する募集型を画版行表の表現を一般では、 は、日本の主ないます。 は、日本の主ないまする。 は、日本の主ないます。 は、日本の主ないまする。 は、日本の主ないます。 は、日本の主ないます。 は、日本の主ないますないます。 は、日本の主ないまする。 は、日本の主ないます。 は、日本の主ないます。 は、日本の主ないます。 は、日本の主ないます。 は、日本の主ないまする。 は、
- います。 この約款で「カード利用日」とは、旅行者又は当社が募集型企画旅行契約に基づく旅行代 「等の支払又は払尿債務を履行すべき日をいいます。
- 空物の支払以は払尿債的を履行すべき日をいいます。 総行契約の内容 3 条 当社は、募集型企画旅行契約において、旅行者が当社の定める旅行日程に従って 延速・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サー (ス」といいます。) の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを

第2章 契約の締結

- (契約の申込み) 第5条 当社に募集型企画旅行契約の申込みをしようとする旅行者は、当社所定の申込書(以下「申込書」といいます。)に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とと
- (金) 当社に募集型企画旅行契約の申込みとしようとする旅行者は、当社所定の申込章(以下・申込書)といいます。に所定の事項を記入の、、当社が別に定める金額の申込金とした、当社に提出しなければなりません。 当社に適信契約の申込みをしようとする旅行者は、前項の規定にかかわらず、申込みをしょうとする業型企画旅行の名称、旅行開始日、会員番号その他の事項(以下次条において会員番号とりといいます。)を当社に通知したけばなりません。 第二項の申込金は、旅行で金又は旅得評者しくに連約料の一部として戻り扱います。 第二項の申込金は、旅行で金又は旅得評者しくに連約料の一部として戻り扱います。 第二項の申込金は、旅行で金又は旅得評者しくに連約料の一部として戻り扱います。 第二項の申込金は、旅行で金又は旅得評者しては金約料の一部として戻り扱います。 第二項の申込金は、旅行を名とは、旅行者のために譲りた特別な措置に要する費用は、旅行者の 利息します。

- (根とします。 **億諾等による予約**) 8 集 当社は、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による募集型企画旅行契約の 移を受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、旅行者は、当社 下約の水都の信を通知した後、当社が定める期間内に、前条第 1 項又は第 2 項の定める につるにより、当社に申込書と中途を機由以よる異な号を等し続いなければなりません。 前々の定めるところにより申込書を申込を受機は対象ったことと又は会賞書号等の適販が、 つくまさは、募集型企画旅行交換の締結の機に、当該す約の受力への概定によることと つくまさは、募集型企画旅行交換の締結の機に、当該す約の受力への概定によることと
- ェリ。 7者が第 1 項の期間内に申込金を提出しない場合又は会員番号等を通知しない場合は、 は、予約がなかったものとして取り扱います。
- 契約締結の拒否) 条 当社は、次に掲げる場合において、募集型企画旅行契約の締結に応じないことがあ
- 。 当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満た
- 応募旅行者数が募集予定数に達したとき。 旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあ
- とき。 通信契約を締結しようとする場合であって、旅行者の有するクレジットカードが無効 ある等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約
- である等、旅行者が旅行(全等に係ら債務の一部)又は全施を提携会社のカー・岩真規則 に従って決済できないとき。 (5) 旅行者が、暴力団員、暴力団階構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等 その他の反社会的勢力であると認められるとき。 (6) 旅行者が、当社に対して暴力的な要状行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な 言動者としば基力を用いる行為又はこれらに準寸る行為を行ったとき。 (7) 旅行者が、風景を流布し、偽計を用い者しくは成力を用いて当社の信用を契慎し若し くは当社の実務と妨害する行為又はこれらに準寸る行為を行ったとき。 (8) その他当社の業務上の都合かあるとき。 (長齢の友立解析)

- (契約の成立時期) 第 8条 東第2金融館行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第 5 条第 1 項の申込金を受理 した時に成立するものとします。 2 通信契約は、前項の規定にかかわらず、当社が契約の締結を承諾する旨の通知が旅行者に 到達した時に成立するものとします。
- 到達上た時に成立するものとします。 (契約書画の数件) 第9条 当社は、前条の定める契約の成立後連やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービス の内容、旅行後をの他の旅行条件及び站社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契 約書面)といいます。)を交付します。 3 当社が募集型を画旅行契約とあり手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲 は、前項の契約書面に記載するところによります。 (1800年年)

- なが構造します。 を全権をします。 第12条 前行者は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書 面に記載する金額の旅行代金を支払わばわればなりません。 ・ 直信契約を締結したとは、当社は、提発されカードにより所定の伝票への旅行者の署 名なくして契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受けます。また、カード利用日 は旅行契約成立日とします。

第3章 契約の変更

- 第3章 契約の変更 第15条 当社は、天災地震、戦乱、悪勢、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官 公署の命令、当初の選行計画によらない運送・ビスの提供その他の当社の関与し得ない 事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、 旅行者にあるかじの速やかに当業申前が関与し得ないものである理由及び当業申書との図 果関係を説明して、旅行日底、旅行サービスの内容その他の募集型企画旅行契約の内容(以 下「契約内容」といいます。以 で「契約内容」といいます。大変では、第2の場合において、 その場合が、企業で展開します。というでは、第2の場合において、 その場合の配の変更

- 5ごとがあります。 社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場 たおいて、募集整企画旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人 が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更すること

- があります。 (施行春の交替) 第15条 当社と客集型企画旅行契約を締結した旅行者は、当社の承請を得て、契約上の地位 を第三者に譲り減すことができます。 2 旅行者は、前項に定める当社の承諾を求めようとするときは、当社所変の用版に所定の事 項を記入の上、所定の金額の乗転料とともは、当社と類出しなればばなりません。 3 第1 年の契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があった時に効力を生ずるものとし、以後、 旅行契料との地位を譲り受けた第二者は、旅行者の当該募集型企画旅行契約に関する一切 の権利及び義務を承継するものとします。

第4章 契約の解除

- に掲げるものその他の重要なものであるときに限ります。 (2) 第14条第1の規定に基づいた新行化会が開発されたとき。 (3) 天災地震、戦乱、暴動、運営・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令 その他の事事が生じた場合において、既行の安全かつ円滑火業施が不可能となり、又は 不可能となるおそれが極めて大きいとき。 (4) 当社が旅行さばし、第10条第1項の期日までに、確定書面を交付しなかったとき。 4) 当社が成に場づくを事由により、契約書面に記載した旅行日程に促った旅行の実施が 不可能となったとき。

- かでまなくなった部分の現時を解除することができます。 前項の場合において、当社は、旅行代金のうち終行サービスの当該受領することができな くなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、前項の場合が当社の責に帰す でき事由によらい場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、 違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し 引いたものを旅行者に払い戻しま
- 引いたものを旅行者に払い戻します。 (当社の貨幣権等・旅行開始所の賃除) 第17条 当社は、次に掲げる場合において、旅行者に理由を説明して、旅行開始前に募集型 企画旅行者が終わる所はいるかあります。 (1) 旅行者が当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが判別したとき。 (2) 旅行者が明気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。 (3) 旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあ
- 次済できなくなったとき。
 (9) 旅行者が第7条第5等から第7号までのいずれかに該当することが判明したとき。
 旅行者が第12条第1項の契約書面に定域する期日までに旅行代金を支払わないとさは、
 総該期目の翌日において旅行者が募集型企画旅行表別を有線に入めのとします。この場合
 において、旅行者は、当社に対し、前条第1項に定める取消料に相当する額の違約料を支 払わなければなりません。
- 払わなければなりません。 当社は、第1項等 5号に掲げる事由により募集型企画旅行契約を解除しようとするときは、 旅行開始日の前日から起算してさかのほって、国内旅行にあっては13 日目 (日帰り旅行に ついては、3 日目) に当たる日より前に、海外旅行にあっては23 日目 (別数第1に規定す るビーク時に旅行を開始するものについては33 日目) に当たる日より前に、旅行を中止す 旨を旅行者に通知します。(当社の解除権一旅行開始後の解除)
- (当社の解除権一旅行開始後の解除)第 18 集 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、旅行者に理由を説明して、募集型企画旅行契約の一部を解除することがあります。(1) 旅行者が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないと
- 。 旅行者が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示 の連算、これもの者又は同行する他の旅行者に対する縁行又は脅迫等により団体行動 の規律を且し、当該所行の全分の円滑な実施を妨げるとき。 旅行者が第7条第5分の第7号までのいずれかに該当することが判明したとき、 天災地震、戦乱、暴動、選送・高地闘等の旅行サービス機体の中止。官公署の命令 cの他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となった。
- とき。

 4日が前項の規定に基づいて募集型企画旅行契約を解除したときは、当社と旅行者との間の契約開係は、将来に向かってのみ消滅します。 の場合において、旅行者が既に提供を受けた保行サービスに関する当体の機能については、有効な弁済がされたものとします。 前項の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行者がいまだその提供を受けていない旅行サービスに関して名がのに係るを確から、当該旅行サービスに対して資訊料、違約件の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものを修行者が払いにします。

- ェッ。 仕第27条又は第30条第1項に規定するところにより旅行者又は当社が損害 庁使することを妨げるものではありません。
- 3 前2項の規定は第27条又は第30条第1項に規定するところにより旅行者又は当社が損害 賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。 (契約解除後の帰籍手配) 第20条 当社は、第18条第1項第1号又は第4号の規定によって旅行開始後に募集型企画 旅行契約を解除したときは、旅行者の水めに応じて、旅行者が当該旅行の出発地に戻るために必要反旅行サービスの手配を引き受けます。 2 前項の場合において、出発地に戻るための旅行に要する一切の費用は、旅行者の負担とします。

- (団体・グループ契約) 第21条 当社は、同じ行 97 行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者(以下「契 。)を定めて申し込んだ募集型企画旅行契約の締結については、本章
- の規定を適用します。 「契約費任者、 第22条 当社は、特別を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅 行者(以下「構成者」といいます。)の募集型と価能行契約の締結に関するの切の代理権を 有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引は、当該契約 責任者との同で行います。 2 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名庫を当社に提出しなければなりません。 3 当社は、契約責任者が構成をおせして現に負い、「又は将来会もことが予測される債務又は 義務については、何らの責任を負うものではありません。 は、当社は、契約責任者が構成を「グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらか じめ契約責任者が開金した構成者を契約責任者とみなします。

第6章 旅程管理

- (旅程管理) 第23条 当社は、旅行者の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、旅行者に対 し水に掲げる業務を行います。ただし、当社が旅行者とこれと異なる特約を結んだ場合に

第7章 責 任

- 東に当社に対して適極があったときに関り、除す者1名につき15万円を限度(当社に故意 又は重大心海火かる場合を除きます。)として附庸します。 (特別機関) 780条 当社は、前条第1項の限定に基づく当社の発化が生ずるか否かを問わず、別紙特別 補償規程で定めるところにより、旅行者が需集型色面能行き加中にその生命。身体又は手 契約の上に被った一定の損害について、あらかごめ定める額の補償金及び見舞金を支払い ます。 前四の損害について当社が前条第1項の限定に基づく責任を負うときは、その責任に基づ 対策を指検をとなわくます。 前項に規定する場合において、第1項の規定に基づく当社の補償金支払機能は、当社が 指書指検金を入なします。 前項に規定する場合において、第1項の規定に基づく当社の補償金支払機能は、当社が 240年の募集型を正差がで支払らべき前等賠償金(前項の限定にようれ事賠償金とかなさ 社の募集型を直施する事件とが解除するものとします。 計せの募集型を画施行を加中の教育者を対象として、別途の旅行代金を収受して当社が実 施する募集型を画施行を加中の教育者を対象として、別途の旅行代金を収受して当社が実 施する募集型を画旅行については、主たる募集型を画旅行契約の内容の一部として取り扱います。
- (旅程登証)
 29条 当社は、別表第2上欄 (左欄) に掲げる契約内容の重要な変更 (次の各号に掲げる 変更 (確認・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・ 宿泊機関等の原底、部屋での他の蓄電機の不足が発生したことによるものを除きます。 除きます。) が生じた場合は、旅行代金に関東下欄 (右欄) に記載する事を乗じた類以上の 変更機能金を終済を計りか翌日から展記 て、30 日以内に支払います。 ただし、当該を で以前に登せる。 で、20 日本の根で、20 日本の根では、20 日本のは、20 日本の根では、20 日本の根では、20 日本のは、20 日本のは

- 2分して1 新集型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは 社社、変更補償金を支払いません。 当社が第1項の規定に基づき変更補償金を払めた後に、当該変更について当社に第17 第1項の規定に基づく責任が集生することが明らかになった場合に、続行者は当該を に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定 混ぶさません。
- なじた次領は、スルマルファ。 旅行者の責任) 0条 旅行者の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該旅行者は、損害を賠
- なりません。 旅行者は、終行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供された、設議したときは、旅行地において 速やのよその旨を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければな りません。

第8章 弁済業務保証金 (旅行業協会の保証社員である場合) 弁済業務保証金)

- (弁済業務保証金) 第31条 当社は、一般社団法人全国旅行業協会(東京都港区赤坂 4 丁目 2 書 19 号赤坂シャスタイーストビル)の保証社員になっております。 2 当社と募集型金庫旅行契約を締結したが行着又は構成者は、その取引によって生じた債権に関し、前項の一般社団法人全国旅行業協会が批している弁済業務保証金から100万円に渡するまで非常を受けることができます。 3 当社は、旅行業法第 49 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人全国旅行業協会に弁済業務保証金分相金を納付しておりますので、同法第 7 条第 1 項に基づく需要保証金が供配しておりますので、同法第 7 条第 1 項に基づく需要保証金と供託しておりますので、同法第 7 条第 1 項に基づく需要保証金は供託しております。

別事第1 取消刺(第16条第1項問任)

区 分	取 消 料
1) 次項以外の募集型企画旅行契約	
イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 20 日目 (日帰り旅行にあっては 10 日目)に当たる日以降に解除	旅行代金の 20%以内
する場合(ロからホまでに掲げる場合を除く。) ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に 当たる日以降に解除する場合(ハからホまでに掲げる場 合を除く。)	旅行代金の 30%以内
ハ 旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の 40%以内
ニ 旅行開始当日に解除する場合 (ホに掲げる場合を除 く。)	旅行代金の 50%以内
ホ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の 100%以内
(2) 貸切船舶を利用する募集型企画旅行契約	当該船舶に係る取消料の 規定によります。

(2)本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第2条第3項に 規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。

2 海外旅行に係る取消料 (1) 本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する募集型企画旅行契約(次項に掲げる旅行契約 を除い。/ イ 旅行開始日がビーク時の旅行である場合であって、旅 行開始日の前日から起算してさかのぼって 40 日目に当 たる日以降に解除するとき(口からニまでに掲げる場合 たる日以降に呼ばってして を除く。) 2 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 30 に当たる日以降に解除する場合(ハ及びニに掲げる 除く。) 旅行開始日の前々日以降に解除する場合(ニに掲げる (2) 貸切航空機を利用する募集型企画旅行契約 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって90日目 に当たる日以降に解除する場合(ロからニまでに掲げる 旅行代金の20%以内 旅行代金の 50%以内 E解く。) 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 20 日目 こ当たる日以降に解除する場合(ニに掲げる場合を除 旅行代金の80%以内 (。) ニ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目に 当たる日以降の解除又は無連絡不参加の場合 旅行代金の 100%以内 本邦出国時及び帰国時に鉛舶を利用する募集型企画旅 当該船舶に係る取消料の

(1) 取消料の金額は、契約書面に明示します。 (2) 本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第2条第3項に規

定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます

別表第 2 変更補償金 (第 29 条第 1 項関係) 変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率 (%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の	1.5	3.0
変更 2 契約書面に記載した入場する観光地叉は観光施設 (レストランを含みます。) その他の旅行の目的地の	1.0	2. 0
変更 多要の書面に記載した運送機関の等級又は設備のよ り低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の 料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備の	1.0	2. 0
それを下回った場合に限ります。) 4 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の 変更	1.0	2. 0
契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港 又対旅行終了像たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間におけ る直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2. 0
7 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2. 0
8 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、 景観その他の客室の条件の変更	1.0	2. 0
9 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5. 0

- ル中に記載があった事項の変更 トル中に記載があった事項の変更 E 1 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した 場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知し
- 場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に適知した場合とは、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読みらまして、この安を適用します。この場合において、契約書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたとは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

 注 3 第 3 号 又は第 4 号に掲げる変更にある運送機関が倍泊設備の利用を伴うものである場合は、1 市にのき1 件として取り扱います。

 2 第 4 号に掲げる変速機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を作り場合には適用しません。

 注 5 第 4 号に送明が多数では関係の会社の変更が1 東地島等又は1 泊の中で複数生にか場合であって。1 事業が終了なけ、世上して取りあいます。

- mコッスルポリッセントは対3万に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数生 た場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1件として取り扱います。 第9号に掲げる変更については、第1号から第8号までの率を適用せず、第9号に ります。

一般社団法人 全国旅行業協会 保証社員

ツーリズム豊後大野

〒879-7131 大分県豊後大野市三重町市場 606-3

Tel:0974-22-3706 FAX:050-3730-6057

大分県知事登録旅行業地域-199号

国内旅行業務取扱管理者 芝崎聡通